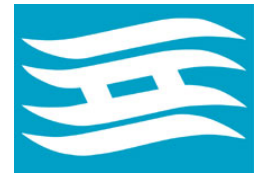


兵庫県公報

平成20年11月21日 金曜日 第 2033 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う姫路市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 換地処分に伴う明石市の区域内における字の区域変更（同）	2
○ 平成20年第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 自動車専用道路の指定（同）	8
○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）	8
○ 道路の位置指定（建築指導課）	9
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	9
教育委員会規則	
○ 博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則	9

公布された法令のあらまし

●博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則（教育委員会規則第11号）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行により、新たな公益法人制度が創設されることに伴い、次の教育委員会規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 博物館の登録に関する規則
- 2 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

告 示

兵庫県告示第1145号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、姫路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、姫路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
香寺町土師	東前畑	68の12 69の一部 70から74まで 75の1 75の2 76から80まで 81の一部 139の一部	香寺町土師	山王下
	皮屋前	887の1 887の2 891の3 891の9 894の8 894の11 924の4		

西 狭 間	701の1 701の2から701の5までの各一部 704の1の一部 705の2の一部	香寺町土師	高 室
高 室	663の8の一部 681の1から681の4までの各一部	香寺町土師	西 狭 間
高 座	735 735の3		

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。
 また、香寺町土師字西狭間704の1から704の3までに隣接する水路である公有地の一部は、香寺町土師字高室に編入する。

備考 地番は、平成20年8月1日現在の地番である。



兵庫県告示第1146号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、明石市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
大久保町 松陰	久 保 田	30の一部 31の1 31の2の一部 31の3から31の5まで 34の1の一部 34の2の一部	大久保町 大窪	戸 松
大久保町 大窪	岡 田	963の3の一部		
大久保町 松陰	久 保 田	34の1の一部 35の一部	大久保町 大窪	大 坪
大久保町 大窪	戸 松	804の1から804の3までの各一部 805の1から805の7までの各一部 807の一部 810の一部 812の1から812の4まで 813の1の一部 813の2 813の3 814 800の6の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接する水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。
 また、大久保町大窪字戸松808に隣接する大久保町大窪字岡田の水路である公有地の全部は、大久保町大窪字戸松に編入する。

備考 地番は、平成20年1月31日現在の地番である。



兵庫県告示第1147号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時

平成21年2月8日(日)

甲種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時30分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午後1時から午後3時まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで

丙種危険物取扱者試験

午後3時45分から午後5時まで

2 試験場所

試験地 試験場

所在地

神戸 県立兵庫工業高等学校

神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63

姫路 兵庫県立大学姫路書写キャンパス

姫路市書写2167

西宮 大手前大学さくら夙川キャンパス

西宮市御茶家所町6-42

加古川 県立農業高等学校

加古川市平岡町新在家902-4

豊岡 県立但馬技術大学校

豊岡市九日市上町660-5

篠山 県立篠山産業高等学校

篠山市郡家403-1

洲本 県立洲本実業高等学校

洲本市宇山2丁目8-65

3 試験科目

(1) 甲種危険物取扱者試験

ア 物理学及び化学

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(2) 乙種危険物取扱者試験

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

(3) 丙種危険物取扱者試験

ア 燃焼及び消火に関する基礎知識

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

ウ 危険物に関する法令

4 試験科目の一部免除

- (1) 1種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者で、他の乙種危険物取扱者試験を受ける者については、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から35分間とする。

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学

イ 危険物に関する法令

- (2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第31条第1項の規定による甲種、乙種若しくは丙種火薬類製造保安責任者免状又は同条第2項の規定による甲種若しくは乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付を受けている者で、第1類又は第5類の乙種危険物取扱者試験を受ける者については、申請により次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から90分間とする。

ア 基礎的な物理学及び基礎的な化学の一部

イ 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法の一部

- (3) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防組織法(昭和22年法律第226号)第51条第4項に規定する消防学校における基礎教育又は専科教育の警防科の課程を修了した者で、丙種危険物取扱者試験を受ける者については、次の科目を免除する。

なお、この科目免除を受ける者の試験時間は、試験開始時刻から60分間とする。

燃焼及び消火に関する基礎知識

5 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験 消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。
-
- (2) 乙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。
-
- (3) 丙種危険物取扱者試験 受験資格の制限はない。

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	稗 田 正 昭	加古川市志方町大澤1122番地
同	稗 田 敏 弘	同 市志方町大澤1218番地
同	稗 田 良 昭	同 市志方町大澤1206番地
同	植 田 信 男	同 市志方町大澤993番地
同	黒 田 信 行	同 市志方町大澤956番地の2
同	稗 田 良 男	同 市志方町大澤1134番地
同	岡 田 秀 信	同 市志方町大澤946番地
監 事	稗 田 繁 樹	同 市志方町大澤1194番地の2
同	稗 田 和 義	同 市志方町大澤1210番地
同	荒 内 昭 義	同 市志方町大澤1159番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	稗 田 正 昭	加古川市志方町大澤1122番地
同	稗 田 敏 弘	同 市志方町大澤1218番地
同	稗 田 良 昭	同 市志方町大澤1206番地
同	黒 田 信 行	同 市志方町大澤956番地の2
同	稗 田 良 男	同 市志方町大澤1134番地
同	岡 田 秀 信	同 市志方町大澤946番地
監 事	稗 田 繁 樹	同 市志方町大澤1194番地の2
同	荒 内 昭 義	同 市志方町大澤1159番地

2 山中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長谷川 洗	加古川市志方町山中157番地
同	三 村 光 男	同 市志方町山中102番地
同	長谷川 力	同 市志方町山中156番地の1
同	大 村 八 良	同 市志方町山中205番地の1
同	黒 田 俣 崇	同 市志方町山中125番地
監 事	黒 田 昭 夫	同 市志方町山中106番地の2
同	長谷川 稔	同 市志方町山中166番地の1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	長谷川 洗	加古川市志方町山中157番地
同	三 村 光 男	同 市志方町山中102番地
同	長谷川 力	同 市志方町山中156番地の1
同	大 村 八 良	同 市志方町山中205番地の1
同	黒 田 俣 崇	同 市志方町山中125番地
監 事	黒 田 昭 夫	同 市志方町山中106番地の2
同	長谷川 稔	同 市志方町山中166番地の1

3 岡部川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	青 木 和 三	神崎郡市川町上牛尾631番地
同	青 木 康 文	同 郡同 町上牛尾624番地の2
同	岡 本 正 博	同 郡同 町下牛尾1225番地の2
同	森 口 幸 雄	同 郡同 町下牛尾102番地
同	高 瀬 正 和	同 郡同 町上瀬加290番地
同	岩 木 正 信	同 郡同 町上瀬加320番地
同	堀 越 薫	同 郡同 町上瀬加1684番地

同	藤原久弘	同 郡同	町下瀬加532番地の3
同	岡本正義	同 郡同	町下瀬加1167番地の5
同	岩崎龍男	同 郡同	町下瀬加277番地の3
同	岡本成夫	同 郡同	町小畑2651番地の2
同	尾崎光雄	同 郡同	町鶴居36番地の1
監事	青木利憲	同 郡同	町上牛尾1252番地
同	岡本正治	同 郡同	町下牛尾2001番地

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	青木和三	神崎郡市川町上牛尾631番地
同	青木康文	同 郡同 町上牛尾624番地の2
同	岡本正博	同 郡同 町下牛尾1225番地の2
同	森口章	同 郡同 町下牛尾52番地の1
同	高瀬正和	同 郡同 町上瀬加290番地
同	本間信夫	同 郡同 町上瀬加1167番地
同	堀越薫	同 郡同 町上瀬加1684番地
同	藤原久弘	同 郡同 町下瀬加532番地の3
同	岡本正義	同 郡同 町下瀬加1167番地の5
同	岩崎龍男	同 郡同 町下瀬加277番地の3
同	岡本成夫	同 郡同 町小畑2651番地の2
同	尾崎光雄	同 郡同 町鶴居36番地の1
監事	青木利憲	同 郡同 町上牛尾1252番地
同	岡本正治	同 郡同 町下牛尾2001番地



兵庫県告示第1149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
国岡土地改良区	平成20年7月2日



兵庫県告示第1150号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病	
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）	
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭	患畜 1頭
4 発生場所	宝塚市	神崎郡福崎町

5 発生日	平成20年10月16日	平成20年10月30日
6 その他参考となるべき事項	E L I S A検査により発見	E L I S A検査により発見



兵庫県告示第1151号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346の1
工場長 岩 崎 義 昭
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346の1

種	類	46号イ 水洗施設	
能	力	容量3,000 L	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後10日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	1	1
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	2,900	2,900
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	10
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		0.24	0.24

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年11月21日から同年12月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ



兵庫県告示第1152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年11月24日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月24日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡新温泉町居組字穴見673番1から 同 郡同 町居組字穴谷口647番1まで	旧	7.0から 14.0まで	172.0	一部 予定地 予定地
	美方郡新温泉町居組字穴見670番1から 同 郡同 町居組字七阪尾1843番2まで		13.0から 134.0まで		
	美方郡新温泉町居組字穴見673番1から 同 郡同 町居組字穴谷口647番1まで	新	9.0から 20.0まで	172.0	
	美方郡新温泉町居組字穴見670番1から 同 郡同 町居組字七阪尾1843番2まで		13.0から 134.0まで		



兵庫県告示第1153号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図書は、平成20年11月24日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名
一般国道178号
- 2 指定する道路の部分
美方郡新温泉町居組字穴見670番1から
同 郡同 町居組字七阪尾1843番2まで
- 3 指定する日
平成20年11月24日



兵庫県告示第1154号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 河川の名称
二級河川武庫川水系天王寺川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年11月21日
- 3 廃川敷地等の位置
伊丹市中野北二丁目255番2、255番3

4 廃川敷地等の種類及び数量

種類 土地

数量 131.09平方メートル



兵庫県告示第1155号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年11月21日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道路の位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H20但豊位置 0003号	20.11.10	豊岡市日高町堀字ウダ982番の一部	4.00	35.00

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年11月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 芦屋市岩園町268番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 大阪市北区中之島六丁目2番27号
 関電不動産株式会社 代表取締役社長 篠丸康夫
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成20年4月21日
 兵庫県指令神南（建）第1-1号（20芦屋）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 三木市別所町巴66番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 小野市王子町868番地の1
 有限会社ネットハウジング 代表取締役 宮下源一朗
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成20年10月27日
 兵庫県指令北播（建）第1-18-2号（19三木）

教育委員会規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成20年11月21日

兵庫県教育委員会

委員長 上羽慶市

兵庫県教育委員会規則第11号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する等の規則

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第1条 博物館の登録に関する規則（昭和39年兵庫県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「民法第34条の法人若しくは」を「一般社団法人若しくは一般財団法人又は」に改める。

(教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第2条 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和45年兵庫県教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この項において「整備法」という。)第40条第1項又は第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないものの業務の監督(登記事項の変更及び監事の異動の届出、事業計画書等の提出、事業報告書等の届出、定款の変更の認可及び基本財産の処分承認の申請、解散又は残余財産の処分の許可の申請並びに解散等及び清算終了の届出に係るものを含む。)については、第2条の規定による廃止にかかわらず、なお従前の例による。